告発状

〒920-0912金沢市大手町6番15号

金沢地方検察庁御中

被告発人金沢弁護士会所属 木梨松嗣弁護士被告発人金沢弁護士会所属 岡田進弁護士被告発人金沢弁護士会所属 長谷川紘之弁護士被告発人金沢弁護士会所属 若杉幸平弁護士被告発人元名古屋高裁金沢支部裁判長 小島裕史被告発人元金沢地方裁判所裁判官 古川龍一被告発人 松平日出男被告発人 地田宏美被告発人 安田繁克被告発人 安田繁克被告発人 安田敏被告発人 安田敏被告発人 多田敏明被告発人 多田敏明被告発人 沃口卓也被告発人 大網健二

被告発人らの所為は、市場急配センター(所在地: 〒920-0025 石川県金沢市駅西本町5丁目10-20)における殺人未遂の共謀共同正犯として法的評価すべきもの、また、弁護士、裁判官らの立場と職権で隠ぺいした幇助犯であると思料するので、犯情甚だ悪質につき、無期懲役刑として処罰することを求め、ここに告発に及びます。

被害者

〒921-8035 石川県金沢市泉が丘二丁目一番三三号 安藤文

告発人

〒927-0431 石川県鳳珠郡能登町宇出津山分10-3 廣野秀樹

令和2年○月○日

記

部分的な引用掲載とするつもりだったのですが、全体の流れを重視して、全部を引用掲載 することにしました。

2016年06月27日のツイートに「銀行のことで思い出したのは、何か忘れましたが、不在 通知で金沢南郵便局に取りに来るようにというハガキがアパートに入っていました。銀行 の場所もわからなかったので、池田宏美に尋ねたところ、」とあります。

このツイートだけだと前後の文脈が不明ですが、銀行の場所がわからず被告発人池田宏美 に尋ねたというのは、記憶になく意外な記述です。

このあと確認をしていきますが、その銀行というのは金沢信用金庫で、店舗は金石街道沿いのジャスコ若宮店の並びで、そのすぐ近く、市場急配センターの会社からだと手前側にあったという記憶です。

小さい店舗で、店舗内に入った記憶もないのですが、けっこう目立つ銀行の店舗でした。 金沢中央卸売市場からはけっこう離れているのですが、なぜ自分が金沢信用金庫で口座を 作ることになったのか思い出せずにいます。自宅アパートとも逆方向で交通量も多く、割 と不便を感じる場所でした。